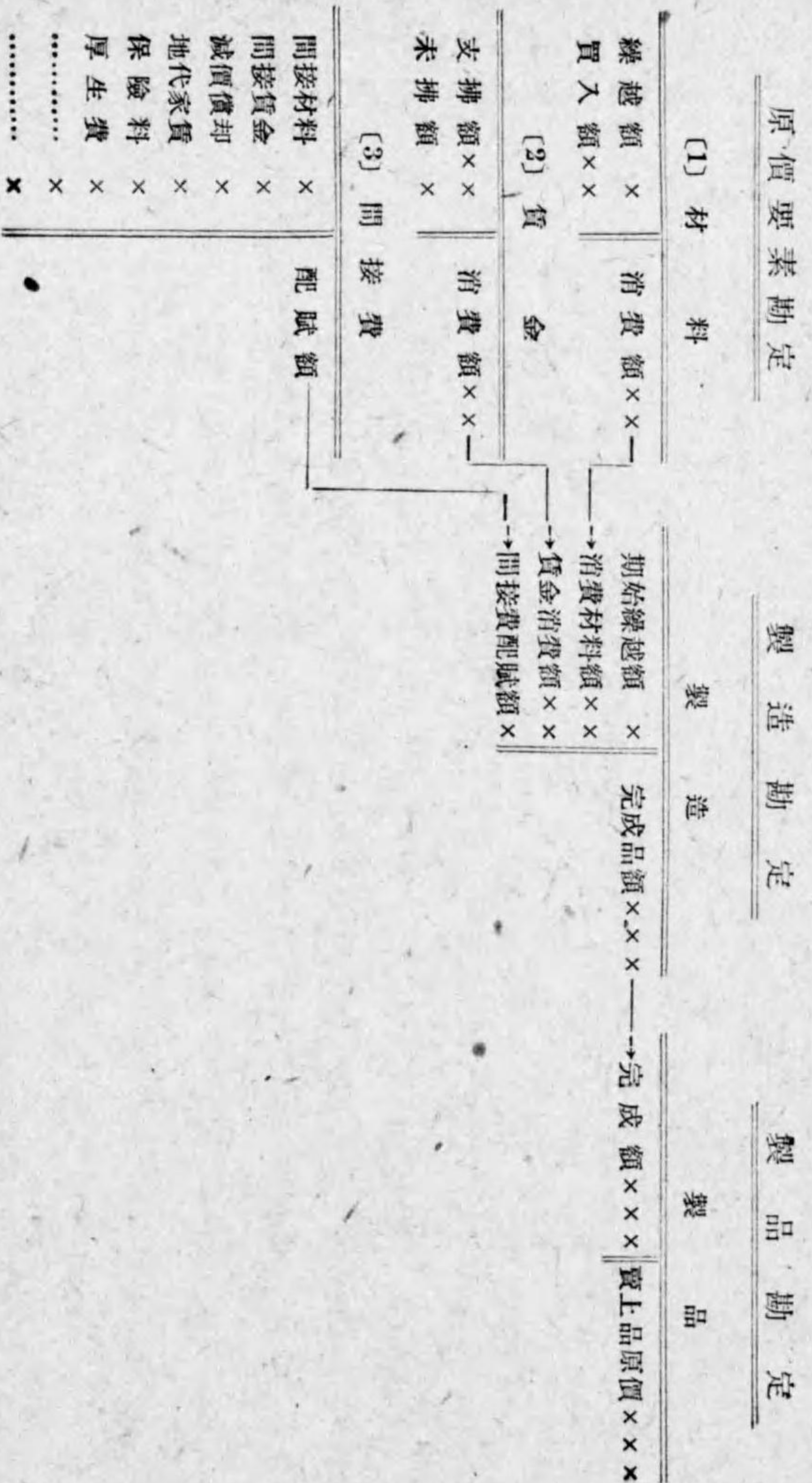


尙参考までに個別計算に於ける原價計算過程を圖解すれば次のやうである。



第四節 帳簿書類

工業會社に於ては系統的な帳簿組織を備へることが必要であること論を俟たない。而して此等の帳簿は主要簿と補助簿に分れる。主要簿は仕譯帳と總勘定元帳より成立し補助簿は補助元帳、補助記入帳、その他より成立する。原價計算に關する帳簿は帳簿組織から云へば補助簿に過ぎないが、その位置は極めて重要である。尙帳簿の他に幾多の書類を備附けて原價計算に役立てる。原價計算に關聯する帳簿及書類として備附くべきものは概ね次のやうである。

1 製造命令に關する帳簿書類

製造命令は個別計算、組別計算をなすものに於ては必ず作成せねばならぬ。而して製造命令に關する帳簿書類としては概要次のやうである。

書式第一號

一 製造指圖書(製作命令書)

二 工事番號臺帳

尙製品によつては製作圖、仕様書をも備附することが必要であり、組別計算や綜合計算の場合は製造指圖書は續製造指圖書でよい。また一指圖による生産を數個の作業に區分する場合は區分作業毎に副指圖書(Sub-order)を發行すべきである。

2 材料及材料費に関する帳簿書類

一 材料購入請求書（購買申込書）

材料購入請求をなす書類であるが、材料購入請求は材料使用可能數量が最小限度量に近づいた時になすのが原則である。

書式第二號

二 材料註文書

購入請求に基いて要求する材料を買付註文する書類である。

書式第三號

三 送状

四 材料受入報告書

材料檢收の結果を示す書類である。

書式第四號

五 材料出庫請求書（出庫票）

製造のため材料出庫を請求する書類であるが一片の材料でも、この請求書がなければ出庫すべきではない。

書式第五號

六 材料返還票

出庫せる材料の中、使残りの材料を倉庫に返還するための書類である。

書式第六號

七 材料棚卸表

現品棚卸の結果を示す書類である。

書式第七號

八 材料元帳

各種材料毎に口座を開設して、その受拂に関する事項を記録する帳簿であり、繼續記録法による場合は必ずこの帳簿を備へ附ける必要がある。この帳簿を恒久棚卸といふが、これは帳簿的に何時でも、その現在量を知り得るかである。

書式第八號

九 用度品元帳（需用品元帳）

十 外註品元帳

外註品に就ては材料元帳とは別に外註品元帳を設けるものとす。

十一 引當材料報告書（現物支給材料に對し）

こゝに材料費關係の諸帳簿並に書類の聯絡に就ての關係を示せば一八四頁のやうである。

3 勞務費に関する帳簿書類

一 賃金臺帳

賃金を支給する工員に對する基本賃率を示す帳簿である。

書式第九號

二 出勤票

三 作業時間報告書（業時間日報）

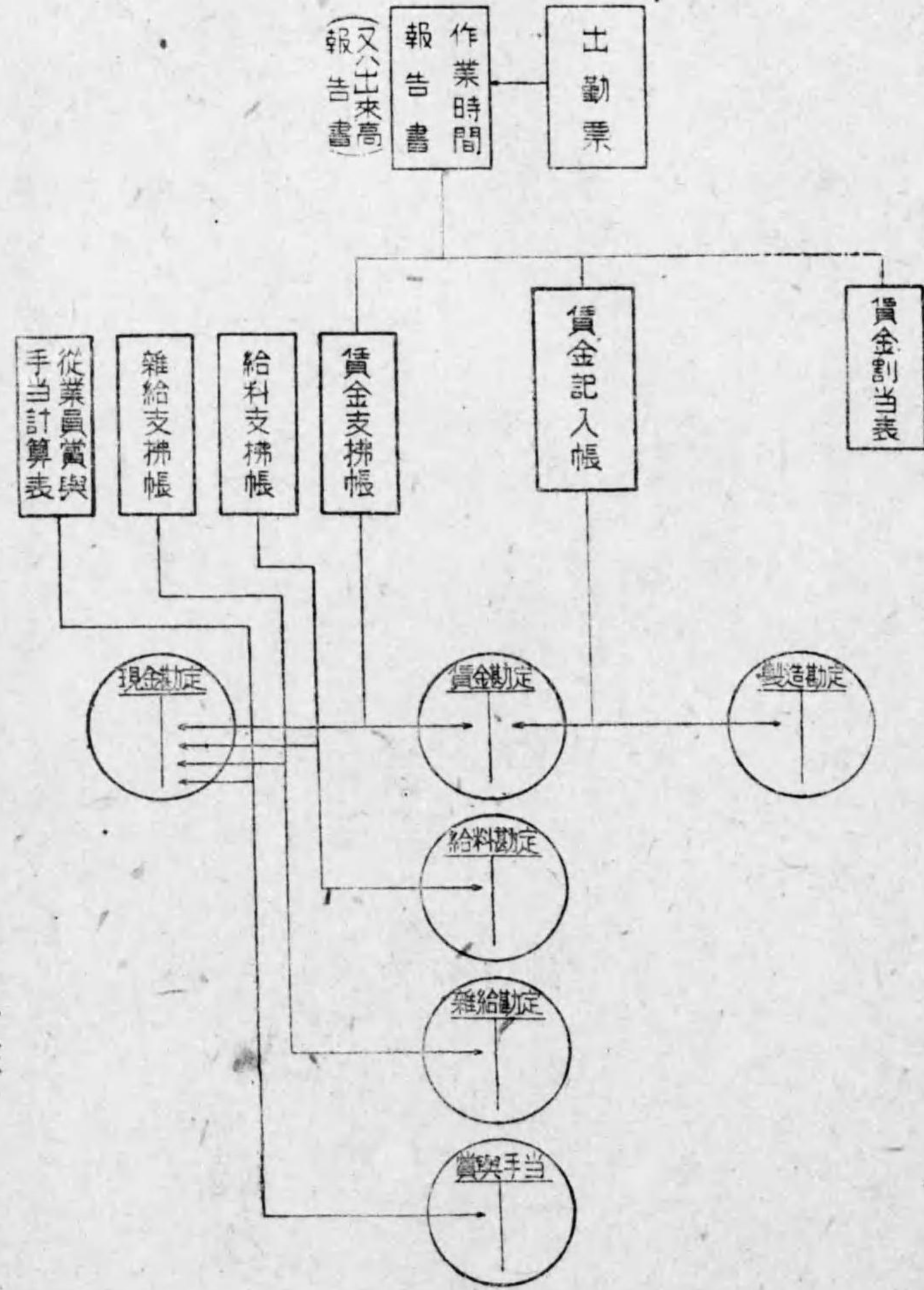
書式第十號

四 賃金支拂帳

書式第十一號

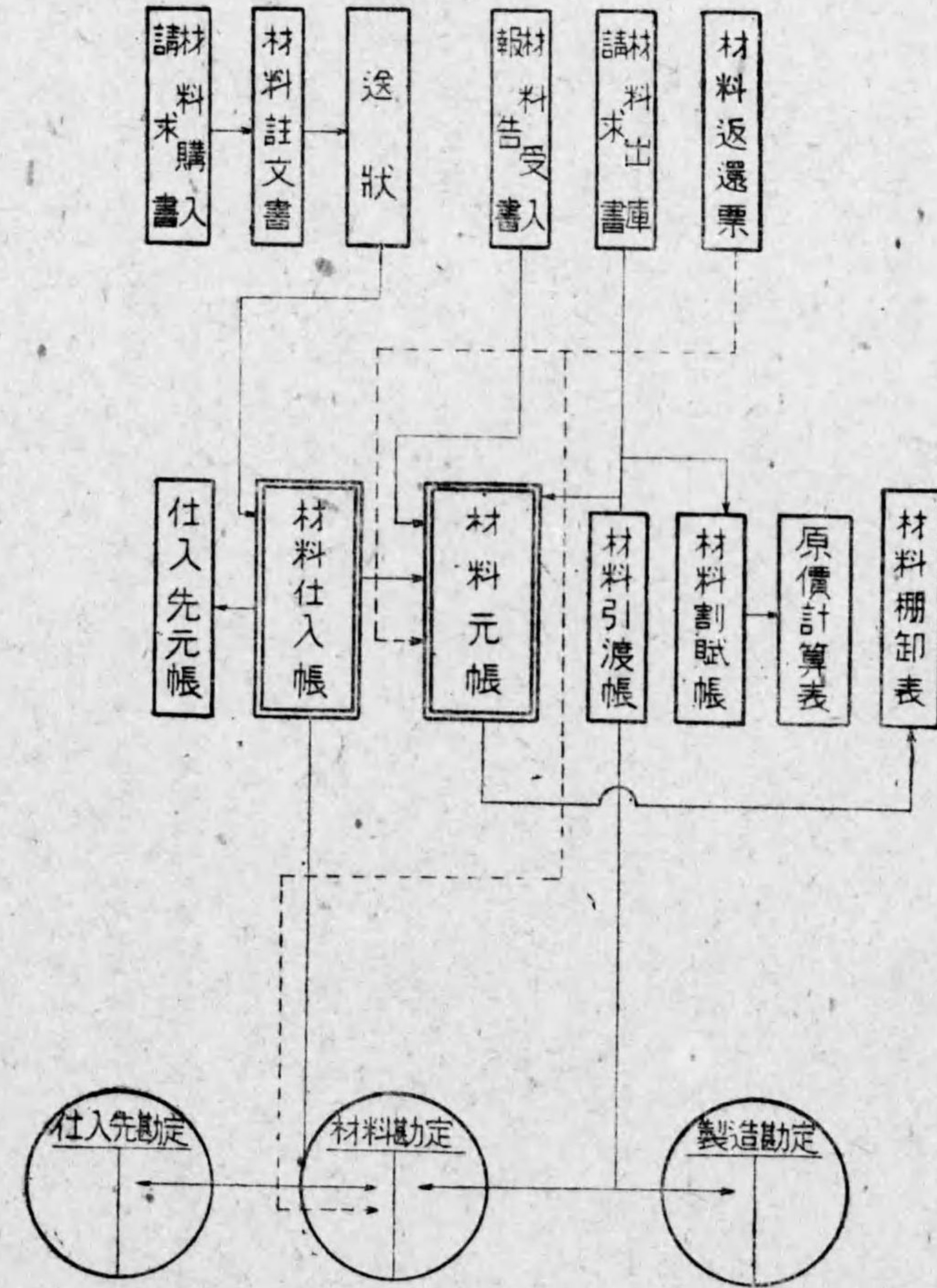
勞務費關係諸帳簿書類圖表

第十四章 帳簿組織



材料費關係諸帳簿書類圖表

第十四章 帳簿組織



貸金支拂日に於ける貸金支拂期間の貸金総額及び控除額並に支拂額を各工員別に示す計算表である。

五 給料支拂帳

六 従業員賞與手當計算書

七 貸金割當表（個別計算の場合）

尙貸金関係の諸帳簿書類の聯絡を圖表化すれば一八五頁のやうである。

4 經費に關する帳簿書類

一 經費支拂明細帳

二 固定資産臺帳

これは固定資産の物件別減價償却を知るために設くべきもので、各資産別に口座を開設し、固定資産の原價、擴張、改良、耐用年數、殘存價額、減價償却の方法、償却率等を示すものである。

三 直接經費組込票

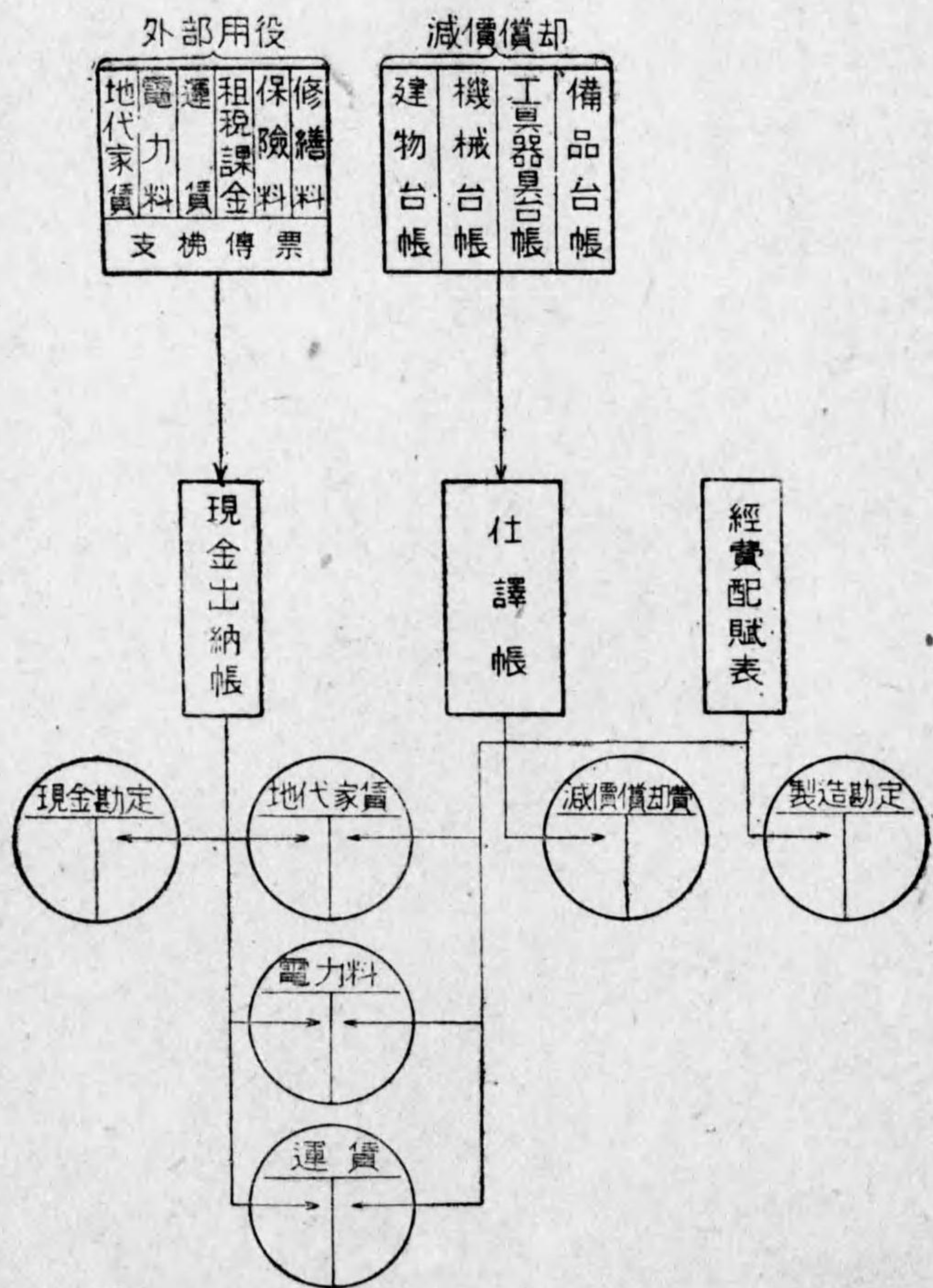
四 經費月割表

五 經費配賦表

尙參考までに經費關係帳簿書類の聯絡圖表を示せば概要一八七頁のやうである。

5 部門費の計算に關する帳簿書類

經費關係諸帳簿書類圖表



- 一 補助部門費配賦基準表
- 二 部門共通費配賦基準表
- 6 原價の集計に関する帳簿書類
 - 一 部門別作業時間報告書
 - 二 原價計算表(原價元帳)
- 7 製品、半製品、仕損品、副産物、作業屑に関する帳簿書類
 - 一 製品、半製品、副産物元帳
 - 二 副産物報告書
 - 三 仕損品報告書
 - 四 作業屑報告書
 - 五 製品、半製品棚卸表
- 8 一般管理及び販賣費に関する帳簿書類
 - 一 一般管理及び販賣費明細帳
 - 二 一般管理及び販賣費内譯表
 - 三 一般管理及び販賣費配賦基準表

書式第十一號
書式第十二號

書式第十三號

- 9 總原價に関する帳簿書類
 - 一 總原價票
 - 二 決算傳票
 - 10 賣上に関する帳簿書類
 - 一 製品、半製品、副産物賣上帳
 - 二 材料仕損品、作業屑賣上帳
 - 三 受註品記入帳
 - 四 得意先元帳
- 尙帳簿書類に就ては傳票は三ヶ年、帳簿その他の書類は十ヶ年間保存することが必要である。

[書式第十一號]

部門別作業時間報告書

部門名

年 月 日

報告者氏名

指圖書番號	職工員名 又は番號	作業種類	作業時間	備 考
合 計				

第十四章 帳簿組織

原價計算規則

附則

この命令は、公布の日から、これを施行する。
この命令に基く原價計算を開始すべき期日は、物價廳長官がこれを定める。

第一條 物價統制令第十八條の規定による原價に關する計算及び同令第三十條の規定による原價に關する報告については、本令の定めるところによる。

第二條 物價廳長官が指定する物品を生産する者は、別記製造工業原價計算要綱又は鑛業原價計算要綱に基き、原價計算をしなければならぬ。

第三條 前條の指定を受けた者は、別記製造工業原價計算要綱又は鑛業原價計算要綱に基いて、その實施手續を定め、物價廳長官の要求があるときは、これを提出しなければならない。

物價廳長官は、必要があると認めるときは、前項の實施手續の變更を命ずることができる。

第四條 第二條の規定による指定のあつた物品を生産する者で、物價廳長官の指定を受けたものは、その定める原價に關する書類及びその附屬書類を、物價廳長官に提出しなければならない。

前項の書類の提出に關し必要な事項は、物價廳長官がこれを定める。

製造工業原價計算要綱

第一章 總則

第一 原價計算の目的

本要綱による原價計算は、製造工業における經營の實體を計數的に把握して適正な價格の決定及び經營能率の増進の基礎とすることを目的とする。

第二 原價

本要綱において原價とは、製品（半製品及び部分品を含む。以下同じ）の生産（修理及び加工を含む。以下同じ）及び販賣のために費消される經濟價值をいう。

第三 原價計算

本要綱による原價計算は、原價を原則として要素別、部門別及び製品別に計算するものとする。

原價計算は、原價の消費量及び消費價格をその實際につき計算するものとする。但し、必要がある場合には、その一部を豫定をもつて計算することができる。豫定は、過去の實績を基礎とし、且つ、將來の豫想等を考慮してこれを適正に行う。

前項但書の場合において、原價計算期末に生ずべき實際額

關係規則

と豫定額との差額は、これを原價計算外の差額として處理する。

第四 原價計算の期間

原價計算の期間は、一月とする。但し、業種によりやむを得ない場合にはその期間を延長することができる。

第五 原價の區分

原價は、原則としてこれを製造原價と一般管理及び販賣費とに區分する。製造原價とは、原則として製品の生産に關して費消される價值をいい、一般管理及び販賣費とは、原則として事業全體の管理及び製品の販賣に關して費消される價值をいう。

第六 原價計算と工業會計との關係

原價計算と工業會計の諸勘定とは、有機的關連を保つべきものとする。

第二章 要素別原價計算

第一節 製造原價の要素

第七 製造原價要素の分類

要素別原價計算においては、製造原價はこれを材料費、勞務費及び經費に分類する。

材料費とは、原則として製品の生産に關し費消される物品の價值をいい、勞務費とは、原則として製品の生産に關して

關係規則

費消される労働給付の価値をいい、経費とは、製品の生産に關して費消される価値にして材料費及び勞務費を除いたものをいう。

第一款 材料費

第八 材料費の分類

材料費はおおむねこれを左のように分類する。

一 主要材料費(主要原料費)
主要材料費とは、製品の生産に關して直接に費消され原則として製品の基本的實體となつて再現する物品の価値をいう。

二 部分品費

部分品費とは、そのまま製品に取付けられその組成部分となる物品の費消価値をいう。

三 補助材料費

補助材料費とは、燃料、薬品、油類、雜品(釘、螺旋等)等製品の生産に關して補助的に費消される物品の価値をいう。

四 消耗工具器具備品費

消耗工具器具備品費とは、耐用年數一年未満又は相當價額未満の工具、器具及び備品の費消価値をいう。

第九 材料消費量の計算

材料消費量の計算は、繼續記録法による。繼續記録法とは、出庫の都度その數量を材料の種類毎に記録し、消費量を計算する方法をいう。

材料であつてその消費量を繼續記録法によつて計算することが困難なもの又はその必要のないものについては、棚卸計算法を適用することができる。棚卸計算法とは、定期に材料の種類毎に實施棚卸を行い、棚卸量を繰越量及び受入量の合計より差引いて當該期間の消費量を總括的に計算する方法をいう。

材料にして、その消費量が製品の生産量にほぼ比例して増減するものについては、逆計算法を適用することができる。

逆計算法とは、製品の一定單位に要する材料の標準消費量を定め、製品の生産量より逆に材料の消費量を推定計算する方法をいう。

第十 材料の購入原價

材料の購入原價は、材料の買入代價に買入手數料、引取運賃、荷役費、保險料、關稅等買入に要した引取費用を加算したものとす。但し、必要ある場合には引取費用はこれを経費として處理することができる。

材料購入に際して割引、値引又は割戻を受けたときは、これを控除したものを材料の購入原價とする。但し、當該材料

消費後判明した場合は、これを同種材料の購入原價又は第二十二第八項に定めた材料部の費用、若しくは第十五第二項に定めた材料保管費より控除し、割引、値引又は割戻を受けた材料の判明しない場合は、これを第二十二第八項に定めた材料部の費用又は、第十五第二項に定めた材料保管費より控除することができる。

材料の購入事務、檢收、整理、選別、手入、保管等に要した費用は、これを材料の購入原價に算入しない。但し、必要ある場合には、材料の購入原價に算入することができる。

第十一 材料の消費價格

材料の消費價格は、購入材料にあつては、購入原價で計算し、自家生産材料にあつては、製造原價で計算する。同種材料を異なる價格で購入した場合には、その消費價格は、原則として平均購入原價で計算する。同種の自家生産材料であつて、その製造原價の異なる場合には、その消費價格の計算は、前項に準ずる。

第二款 勞務費

第十二 勞務費の分類

勞務費は、おおむねこれを左のように分類する。
一 賃金
賃金は基本賃金の外加給金(時間外その他の割増賃金)

關係規則

を含む。

賃金は、必要ある場合には、適當な職種別に細分するものとする。

二 給料

三 雜給

雜給とは、人夫賃金その他これに準ずるものをいう。

四 従業員賞與手當

工場の従業員賞與及び諸手當をいう。

第十三 作業時間及び作業量の計算

作業時間及び作業量は、原則として適正な職種毎に記録整理するものとする。

作業時間は、出勤票、作業時間報告書等により計算し、作業量(出來高)は、出來高報告書により計算する。

第十四 消費賃金の計算

消費賃金は、原則として作業時間又は作業量に賃率を乗じてこれを計算する。

賃率は、原則として時間拂賃金制度にあつては、平均賃率により、出來高賃金制度にあつては出來高賃率による。平均賃率は、部門又は職種毎に一定期間の賃金總額を同一期間の總作業時間で除してこれを計算する。
前二項の手續により消費賃金を計算する必要のないものに

關係規則

ついでに、當該原價計算期間の負擔に屬する支拂賃金額をそのまま消費賃金額とすることができる。

第三款 經 費

第十五 經費の分類

經費はおおむねこれを左のように分類する。

一 福利費

福利費は、これを左のように分類する。

イ 法定福利費

労働基準法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法等による事業主負擔額で工場の従業員に對するものをいう。

ロ 福利施設負擔額

學校、病院等福利施設を獨立會計とした場合における工場の負擔額をいう。

ハ 厚生費

従業員の醫務衛生、保健、慰安、修養等に要した費用で工場の負擔額をいう。

ニ 退職金

ホ 現物給與

従業員に現物給與した費用の工場負擔額をいう。

二 不動産賃借料

工場の土地、建物等の賃借料をいう。

三 不動産賃借料

四 特許權使用料

五 保険料

工場の建物、機械、貯藏物品等の火災保険料その他の損害保険料をいう。
自家保険料は支拂保険料に相當する金額の限度においてこれを經費とする。

六 支拂修繕料

七 支拂電力料

八 支拂瓦斯代

九 支拂水道料

十 支拂運賃

十一 支拂保管料

十二 租税公課

地租、家屋税、同附加税等の租税並びに公共的出費である課金であつて、工場に賦課されるものをいう。

十三 旅費交通費

工場關係の旅費及び交通費をいう。

十四 交際費

交際費（接待費及び機密費を含む。以下同じ）は、種類

及び金額において、正當なものに限る。

十五 棚卸減耗費

棚卸減耗費とは、材料、半製品、部分品等の保管又は運搬中に生ずる破損、腐敗、漏洩、蒸發、變質等による減耗費をいう。
棚卸減耗費は正當のものに限る。

十六 外注加工賃

外注加工賃は、これを經費とする。但し材料費と併せてこれを主要材料費又は部分品費として處理することを妨げない。

外注加工賃とは、他人に材料を供給して加工させ半製品、部分品等としてこれを引取る場合における支拂加工賃をいう。

十七 雜 費

十八 減價償却費

必要ある場合には動力發生、用水、運搬、材料の購入及び保管、修繕、検査、従業員募集、従業員訓練、試験研究等に關する特別の費用として、容易に捕捉できる諸原價要素を複合して動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、募集費、訓練費、試験研究等の複合費を設定し、これを前項第一號乃至第十八號に掲げる經費の分類中

關係規則

に加えることができる。例えば、動力用燃料費、動力係員の給料及び賃金、買入動力費等を複合して動力費を設定し、修繕用材料費、修繕作業係員の給料及び賃金、支拂修繕料等を複合して修繕費を設定し、従業員募集係員の給料及び賃金、募集旅費、募集手数料を複合して募集費を設定するようなことがある。

第十六 經費の計算

經費は、當該原價計算期間の負擔に屬する額につき計算する。その方法は、經費の種類に應じ原則として左のいずれかによる。

一 減價償却費、不動産賃借料、特許權使用料、保険料、租税課金等數原價計算期間にわたつて、總括的に決定される經費については、その消費額を計算し、これを各原價計算期間に分割負擔させる。

二 支拂電力料、支拂瓦斯代、支拂水道料等計量器により消費量を測定できる經費については、測定して得た消費量に基づき當該原價計算期間の負擔額を計算する。

三 福利費、支拂修繕料、支拂運賃、支拂保管料、旅費、交通費、交際費、外注加工賃等は、支拂額をもつて、當該原價計算期間の負擔額とする。但し、未經過の分はこれを控除し、未拂の分はこれを加算する。

四 初卸減耗費等の經費については、發生額をもつて當該原價計算期間の負擔額とする。但し、必要ある場合には、第一號の規定に準じ、各原價計算期間に分割負擔させることができる。

第四款 減價償却費

第十七 減價償却費

減價償却費は左の各號の定めるところによりこれを計算する。

一 減價償却とは、經常の減價償却を意味し、固定資産の原價、耐用年數及び殘存價格を測定し、當該固定資産の原價を毎期繼續的に減額して投下資本の回收をすることをいう。

二 減價償却をしなければならない固定資産の種類は、おほむね左の通りである。

イ 建物

建物とは、建物の外暖房、冷房、照明、通風等の建物附屬設備をいう。

ロ 構築物

構築物とは、ドック、橋りよう、岸壁、棧橋、軌道、貯水池等の土地に定着する土木的設備をいう。

ハ 機械装置

機械装置とは、機械及び装置の外、コンベヤ、ホイスト、起重機等の搬送設備を含む。

ニ 船舶

船舶とは、貨物船、機帆船、はしけ、ひき船等の水上運輸機關をいう。

ホ 車りよう運搬具

車りよう運搬具とは、鐵道車りよう、自動車、けん引車等の陸上運輸機關をいう。

ヘ 工具器具備品

工具器具備品とは、耐用年數一年以上であつて、相當價額以上の工具、器具及び備品をいう。

ト 特許權、實用新案權、意匠權等

チ 試験研究費

試験研究費とは、第十八第二項に定める固定資産に計上されたものをいう。

リ 試作費

試作費とは、第十八第二項に定める固定資産に計上されたものをいう。

ヌ 開發費

開發費とは、第十九に定める固定資産に計上されたものをいう。

三 建物、機械装置、工具器具備品その他の有形固定資産の減價償却は、その取得又は製作に要した實際の原價を基礎としてこれを行う。

組立費、基礎工事費、諸税等有形固定資産の取得又は製作に要した正當の附帶費用は、その原價に算入するものとする。

改造又は修繕により有形固定資産の效用又は耐用年數を増加したときは、その増加の限度において、改造又は修繕に要した費用の一部又は全部を有形固定資産の原價に算入する。

有形固定資産の取得又は製作に關し助成金を受入れたときは、その金額を有形固定資産の原價より控除する。

建設利息は、固定資産の原價に算入しない。

四 特許權、實用新案權、意匠權等は有價で取得し又は特別の費用を支出して創設した場合に限つてこれを固定資産に計上し、その原價を基礎として減價償却をする。

前項の無形固定資産の原價は、有價で取得した場合には買入代價に取得に要した費用を算入したものとし、特別の費用を支出して創設した場合には、これに要した諸費用を合計したものとす。

五 固定資産は、種類別に原價計算し、その原價を基礎とし

て種類別に減價償却をする。但し、必要ある場合には、各物種別に減價償却することができる。

六 減價償却は定率法による。但し、業種により必要あるときは、定額法によることができる。

七 工具、器具及び備品で減價償却の困難なものについては、取替法で減價償却に代えることができる。

八 不慮の災害又は豫期することの出来ない經濟事情の激變により、固定資産に著しい減價を生じた場合の特別償却は、これを原價計算外の損失として處理する。

第十八 試験研究及び試作に關する費用

試験研究及び試作に關する費用であつて、經常の性質を有するものは、これをその期間の經費とする。

新技術採用のために支出した試験研究又は試作に關する費用は、これを繰延べ試験研究費又は試作費として、固定資産に計上することができる。

第十九 開發に關する費用

經營組織の創設若しくは改善又は操業準備のために支出した開發に關する費用は、これを繰延べ開發費として、固定資産に計上することができる。

第二十 修繕に關する費用

建物、機械装置等の修繕に關する費用は、修繕維持の程度

關係規則

に限つて、これをその期間の経費とする。

第二節 一般管理及び販賣原價の要素

第二十一 一般管理及び販賣原價要素の分類

一般管理及び販賣原價は、おほむねこれを左のように分類する。

一 役員給與

取締役、監査役その他の役員に對する給與（臨時的賞與及び退職手當その他の臨時の給與を除く）をいう。

個人事業における事業主給與は、適當な額を見積つて、これを原價に算入する。

二 給與賃金

一般管理及び販賣事務に従事する従業員の給料及び賃金をいう。

三 従業員賞與手當

一般管理及び販賣事務に従事する従業員の賞與及び手當をいう。

四 福利費

一般管理及び販賣事業に従事する従業員に對する福利費であつて、第十五第一項第一號に従いこれを分類する。

五 不動産賃借料

一般管理及び販賣事務用の土地、建物等の賃借料をい

う。

六 保険料

一般管理及び販賣事務用の建物、備品等の火災保険料その他の損害保険料をいう。

自家保険料は、支拂保険料に相當する金額の限度において、これを一般管理及び販賣費とする。

七 修繕費

一般管理及び販賣事務用の建物、備品等の修繕費をいう。但し、修繕維持の程度に限る。

八 租税公課

租税は、製造原價に算入される租税、固定資産の原價に算入される租税、法人税、營業税及び同附加税、所得税等を除いた營業に關係ある租税をいい、課金は、統制賦課金、商業會議所賦課金、組合きよ出金その他の營業に關係ある課金であつて、製造原價に算入されないものをいう。

九 旅費交通費

一般管理、販賣部關係の旅費及び交通費をいう。

十 交際費

交際費は、種類及び金額において、正當なものに限る。

十一 保管費

十二 運送費

製品の發送その他運送に關する費用をいう。

十三 納入試験費

十四 販賣手数料

委託販賣等の場合における手数料をいう。

十五 廣告宣傳費

廣告宣傳費は、種類及び金額において、正當なものに限る。

十六 雑費

十七 減價償却費

十八 支拂利子

第三章 部門別原價計算

第二十二 原價部門

部門別原價の計算にあつては、工場を原價部門に分ち部門費計算をする。但し、原價計算と補助部門費の重要な工場にあつては、その計算を省略することができる。

原價部門とは、原價要素をその發生の場所に従い集計する計算上の區分をいう。

原價部門は、これを製造部門と補助部門とに區分する。

製造部門とは、當該事業の目的となる製品の生産の行われる部門をいう。

製造部門は、作業又は製品の種別によりこれを各種の部門

關係規則

に區分する。

補助部門とは、製造部門に對して補助的關係にある部門をいい、これを補助經營部門と工場管理部門とに區分する。

補助經營部門とは、その事業の目的となる製品の生産に直接關與しないで、自己の製品又は生産的用途を製造部門に提供する部門をいい、これを動力部、用水部、修繕部、運搬部、検査部、工具製作部等に細分する。

工場管理部門とは、材料又は勞務の管理、企畫、設計その他工場の管理事務を管掌する部門をいい、これを材料部（材料購買部及び倉庫部）、工具管理部、勞務部、福利部、企畫設計部、試験研究部、工場事務部等に細分する。

製造部門及び補助部門に屬する各部門は、業種、經營規模及び生産様式の實狀により適正にこれを定める。

第二十三 部門費計算の手續

部門費計算は、左の手續による。

一 總ての製造原價要素又は一部の製造原價要素を製造部門及び補助部門毎に適當な費目に分類集計する。

減價償却費については、必要ある場合には、部門費計算を省略し、これを直接製品に配賦することができる。

二 次に、總ての補助部門費又は一部の補助部門費を製造部門に配賦して、製造部門費を計算する。

工具製作部は、部門費計算上製造部門に屬させることができる。

第二十四 部門特別費と部門共通費

製造原價要素は、部門への集計手續上これを部門個別費と部門共通費とに分ける。

部門個別費とは、特定の部門に個別的に發生し、當該部門に賦課する原價要素をいう、

部門共通費とは、數個の部門と共通的に發生し、各部門に配賦する原價要素をいう。

製造原價要素が工場全般に關して發生し、合理的な配賦基準の得難いものは、これを一般費として處理することができ、一般費は、部門への配賦に當つては、これを補助部門費とみなす。

部門個別費は、各部門における發生額を當該部門に賦課する。

部門共通費は、各原價要素につき各部門が享ける用役に應じ、部門の面積、容積、従業員數、作業時間、生産數、賃金額、固定資産の價額その他適當な配賦基準によつて各部門に配賦する。配賦基準は、各原價要素につきこれを定める。但し、必要ある場合には、諸原價要素を一括して定めることができる。

第二十五 補助部門費の配賦

補助部門費の製造部門への配賦は原則として左の方法による。

一 直接配賦法

直接配賦法にあつては、各補助部門間に授受する用役はこれを全く無視し、總ての補助部門費又は一部の補助部門費をその用役を享けた製造部門に用役の程度に應じて直接に配賦する。

直接配賦法の第一法は原則として總ての補助部門費を製造部門に直接に配賦する方法とする。

この場合製造部門への配賦基準は左の通りである。

イ 動力部費 計量器等により測定した各製造部門の動力消費量、各製造部門摺付機械の馬力數又は馬力時間その他適當な配賦基準

ロ 用水部費 計量器等により測定した各製造部門の用水消費量その他適當な配賦基準

ハ 修繕部費修繕作業の單價を基礎として計算した各製造部門の修繕額その他適當な配賦基準

ニ 運搬部費 各製造部門における運搬物品の重量、運搬距離、運搬回数その他適當な配賦基準

ホ 検査部費 各製造部門における検査工の作業時間その他適當な配賦基準

他適當な配賦基準

ヘ 材料部費 各製造部門への出庫材料の價額、重量その他適當な配賦基準

ト 勞務部費又は福利部費 各製造部門の賃金、従業員數その他適當な配賦基準

チ 學校、病院等の施設は、原則としてこれを獨立會計として、これに對する工場の負擔額を福利部費に計上する。

テ 試験研究部費、企畫設計部費又は工場事務費 各製造部門の直接勞働時間その他適當な配賦基準

直接配賦法の第二法は、補助經營部門費を原則として、直接に製造部門に配賦し工場管理部門費を直接に製品に配賦する方法とする。補助經營部門費の製造部門への配賦基準は前項に定める配賦基準による。

二 相互配賦法

相互配賦法にあつては、補助部門相互間の授受する用役を測定し、先ず各補助部門費をその用役を享けた他の補助部門及び製造部門に用役の程度に應じて配賦し、次に各補助部門より配賦された額を製造部門に直接に配賦する。配賦基準は直接配賦法に定めた配賦基準による。補助部門費の配賦方法及び配賦基準は業種、經營規程及び關係規則

生産様式の賃情により適當にこれを定める。

第四章 製品別原價計算

第一節 總 說

第二十六 個別原價計算と總合原價計算

製品の製造原價計算は、これを個別原價計算と總合原價計算とに分ける。

個別原價計算とは、特定の製品につき、個別的にその原價を計算する方法をいう。種類又は規格を異にする製品を個別的に生産する工場にあつては、この方法により製造原價を計算する。

總合原價計算とは、一期間における製品全部の原價を總合算定し、次にこれを製品に分割してその原價を計算する方法をいう。

同種製品を反復繼續して大量に生産する工場にあつては、この方法により製造原價を計算する。

第二十七 製造原價要素の賦課又は配賦手續上の分類

個別原價計算にあつては、原價の賦課又は配賦の手續上製造原價要素は、これを直接費と間接費とに分ける。直接費とは特定の製品に直接に負擔させる原價要素をい、直接材料費直接勞務費及び直接經費に分類する。間接費とは、多數の製品に對し共通的に發生し特定の製品に直接に負擔させるこ

關係規則

とが困難なため間接に負擔させる原價要素をいい、間接材料費、間接勞務費及び間接經費に分類する。

總合原價計算にあつても原價の賦課又は配賦の手續上必要ある場合は、製造原價要素は、これを個別原價計算に準じて直接費と間接費とに分ける。

第二十八 製造指圖書の種類

製造指圖書は、左の二種に分ける。

一 特定製造指圖書
特定製造指圖書とは、個々の生産又は作業に對して個別に發行される製造指圖書をいう。

二 繼續製造指圖書

繼續製造指圖書とは、主として、同種物品を反復繼續して生産する場合又は同種作業を連續的に行う場合に發行されるものであつて、一定期間繼續して使用される製造指圖書をいう。

第二十九 製造指圖書の發行

左の各號に掲げる場合には、製造指圖書を發行するものとする。

- 一 事業の目的である製品の生産を行う場合
- 二 當該工場において使用する建物、機械、工具等の製作又は修繕を行う場合

二二

三 試験研究又は試作を行う場合

四 仕損品の補修又は仕損による代品の製作を行う場合
個別原價計算を行う製品の生産に當つては、特定製造指圖書を發行するものとする。

特定製造指圖書は二以上の同種製品を一括し、これを一單位として發行することができる。但し、その數量は、當該工場における當該製品の一原價計算期間の生産可能數量を考慮してこれを定めるものとする。

總合原價計算を行う製品の生産に當つては、繼續製造指圖書を發行するものとする。

當該工場において、使用する建物、機械等の製作又は修繕を行う場合には、特定製造指圖書を發行するものとする。但し、修繕維持の程度を超えない修繕作業については、部門別に發行される繼續製造指圖書又は部門的に一括發行される特定製造指圖書によることができる。

當該工場において、使用する工具の製作を行う場合には、特定製造指圖書を發行するものとする。但し、同種の工具を反復繼續して製作する場合にあつては、繼續製造指圖書によることができる。

新技術採用のために支出する試験研究又は試作に關する費用を繰延べ固定資産に計上しようとする場合には、これに對

し特定指圖書を發行するものとする。

第三十 主指圖書と副指圖書

一 製造指圖書による生産を數個の作業に區分して製造原價を計算する場合には、各區分作業に對して副指圖書を發行するものとする。

製造原價は、先ず副指圖書毎に計算し、更にこれを主指圖書に總括する。

第二節 個別原價計算

第三十一 製造原價の集計

個別原價計算にあつては、各指圖書別に原價計算表を設けて製造原價を計算する。

直接費は、これを各指圖書に賦課し、間接費は、原價計算期間における金額を集計してこれを各指圖書に配賦する。

間接費は、原則として先ずこれを各部門に配賦し、次に總ての補助部門費又は一部の補助部門費を各製造部門に配賦し、最後に各製造部門又は各製造部門費及び製造部門に配賦されない補助部門費を各指圖書に配賦する。

第三十二 間接費の配賦基準

間接費の配賦基準は、直接勞動時間による。但し、機械作業を主とする場合には、機械作業時間に、材料費又は賃金が製造原價の主たる部分を占める場合には、直接材料費又は直

關係規則

接賃金によることができる。部門費計算する場合において、一部の補助部門費を製造部門に配賦しないで直接に指圖書に配賦する場合には、その各々につき適當な基準を定めてこれを配賦する。

第三十三 仕損費の手續

個別原價計算において、仕損が発生した場合には、原則として左の手續により仕損費を計算し、原價計算表に別記するものとする。但し、輕微な仕損に關しては、この限りではない。

一 仕損が補修によつて、回復される場合には、仕損の補修に關する製造指圖書を發行し補修に要した費用を集計し、これを仕損費として處理する。

二 仕損が補修によつて、回復出來ず、代品を製作する場合にあつては、新に製造指圖書を發行すると共に、全部が仕損となつた場合には、舊製造指圖書に集計された製造原價を仕損費として、舊製造指圖書の一部が仕損となつた場合には、新製造指圖書に集計された製造原價を仕損費として處理する。

三 仕損の補修又は代品の製作のために別個の製造指圖書を發行できない場合には、仕損の補填に要する費用を見積つて、これを仕損費とすることができる。

前項第二號及び第三號の場合において、仕損品が賣却價値又は利用價値を有する場合には、その見積金額を控除したものを仕損とする。

仕損費は、これを負擔すべき製造指圖書又は製造部門に賦課する。

仕損費は正常のものに限る。

第三十四 作業層

作業層は、その賣却價額又は利用價額を見積つて、これを直接材料費又は製造原價より控除する。但し、必要がある場合には、これをその發生部の部門費より控除することができる。

第三節 総合原價計算

第三十五 総合原價計算の種類
 総合原價計算は、これを左の種類に分ける。

一 單純総合計算

單純総合計算は、同種の製品を單一工程により、連続的に生産する生産様式の場合に適用するものであつて、原價計算期間における總製造費を集計して、その総合原價を計算する方法をいう。

算する方法をいう。

二 工程別総合計算は、同種の製品を數個の工程により連続的に生産する生産様式の場合に適用するものであつて、原價計算期間における製造費用を工程別に集計して、各工程の総合原價を計算する方法をいう。

工程とは、第二十二に定める製造部門の各種の部門をいい、原則として、製造過程において販賣又は貯藏の可能な半製品の形成される段階毎にこれを定める。

工程は原價計算上必要がある場合には、更に作業の段階に應じて、これを數個の工程に細分する。

材料が各工程を通過し、各工程においては、これに加工するに過ぎない生産様式の場合にあつては、加工費工程別総合計算(加工費法)を適用する。加工費工程別総合計算とは、總製造費用の中、加工費のみを工程別に集計して各工程の加工費を計算し、主要材料費は、直接に製品につき計算する方法をいう。

三 組別総合計算

組別総合計算は、異種の製品を組別に連続的に生産する生産様式の場合に適用するものであつて、原價計算期間における總製造費用を組別に集計し、各組の総合原價を計算する方法をいう。

第三十六 総合原價の計算

総合原價計算にあつては、総合原價計算表を設け、原價計算期間における総合原價を計算する。

総合原價計算においては、原則として、先ず總ての製造原價要素又は一部の製造原價要素を各部門に賦課又は配賦し、次に補助部門費を製造部門に配賦して製造部費用又は總加工費用を計算する。

單純総合計算にあつては、總製造費用に期始繰越仕掛品原價を加え、これより期末仕掛品原價、副産物價額等を控除したものをその総合原價とする。

工程別総合計算にあつては、各工程の總製造費用にその工程の期始繰越仕掛品原價を加え、これよりその工程の期末仕掛品原價、副産物價額等を控除したものを當該工程の総合原價とする。第二次工程以下の工程の總製造費用には、前工程より振替えられた半製品の製造原價を材料費として算入する。

加工費工程別総合計算にあつては、各工程の當期の總加工費用に前期繰越仕掛品中に含まれる當該工程の加工費を加え、これより期末仕掛品中に含まれる當該工程の加工費を控除したものをその工程の加工費とする。

組別総合計算にあつては、直接費は各組に賦課し、間接費

は個別原價計算に準じ適當な配賦基準により各組に配賦する。各組の總製造費用にその期始繰越仕掛品原價を加え、これより期末仕掛品原價、副産物價額等を控除したものを各組の総合原價とする。

第三十七 仕掛品の評價

仕掛品とは、原價計算期末において、製品の生産のために仕掛中のものをいう。

期末仕掛品原價は、仕掛品に含まれる主要材料費及び加工費を各別に算定して評價する。主要材料費については、期末仕掛品の數量よりその中に含まれる主要材料の消費量を推定してその價額を算定する。

加工費については仕掛品の仕上り程度の完成品に對する比率を定め、これを仕掛品現在量に乗じて仕掛品の完成品換算數量を算定し、當期加工費總額(期始繰越仕掛品中に含まれる加工費を含む)を期末仕掛品の完成品換算數量と當期における完成品數量との比により仕掛品と完成品とに按分して、仕掛品の加工費を算定する。

期末仕掛品原價は、前項の手續により評價することが困難な場合には、仕掛品中に含まれる主要材料費又は勞務費を算定し評價することができる。

仕掛品の數量が每期ほぼ等しい場合には、仕掛品はこれを

原價計算外に置くことができる。

第三十八 副産物

副産物とは、主産物の製造過程より必然に派生する物品をいう。

副産物の評價額は、これを主産物の製造費用より控除する。

副産物の評價は、原則として左の方法による、

一 副産物であつて、そのまま外部に賣却できるものは、賣價豫想額より保管費、販賣費及び通常の利益の見積額を控除した額でこれを評價する。

二 副産物で、加工の上賣却できるものは、加工製品の賣價豫想額より加工費、販賣費及び通常の利益の見積額を控除した額でこれを評價する。

三 副産物で、そのまま自家消費されるものは、これによつて節約されるべき物品の購入豫想額でこれを評價する。

四 副産物で、加工の上自家消費されるものは、これによつて節約されるべき物品の購入豫想額より加工費の見積額を控除した額でこれを評價する。

副産物の價額が大とならないものは、前二項の手續によることを要しない。これを賣却して得た収入は、原價計算外の利益とすることができる。

作業屑その他の不用品の處理は副産物に準ずる。

第三十九 等級別製品計算

等級別製品計算は、同種製品を等級に區別し、工程又は組別の總合原價を等級別に分割して、各等級製品の製造原價を計算する方法をいう。

等級別製品計算にあつては、各等級の製品につき、豫め等價係数を定め、これを各等級製品の生産量に乘じた積數の比で總合原價を按分して、各等級製品の製造原價を計算する。

等級係数は、各等級製品の重量、長さ、面積、純分度、熱量、硬度、各等級製品に含まれる主要材料の標準消費量、標準主要労働時間等の數量的尺度又は標準調査により算定した製造原價を基準として適正に決定する。但し、適當な數量的尺度又は標準調査により算定した原價は見出すことが困難な場合には、各等級製品の正常市價を基準として等價係数を決定することができる。

第四十 連産品計算

同一工程において、同一材料より主副を明確に區別できない異種の製品即ち連産品を連續的に生産する場合において、總合原價を各連産品に分割するのは、等級別製品計算の方法による。

連産品の等價係数は、各連産品の正常市價等を基準とし

て、これを決定する。連産品で加工の上賣却できるものは、加工製品の賣價豫想額より加工費の見積額を控除したものをその連産品の市價とする。

第五章 總原價の計算

第四十一 販賣直接費及び販賣間接費

一般管理及び販賣費の原價要素は、これを販賣直接費と一般管理及び販賣間接費とに分ける。販賣直接費とは、販賣費の原價要素の中、特定賣上品の販賣に要したもので、その賣上品に直接に負擔させるものをいひ、一般管理及び販賣間接費とは、一般管理及び販賣費中販賣直接費を除いたものをいふ。

必要あるときは、前項の規定に關係なく販賣直接費と一般管理及び販賣間接費とを一括しこれを一般管理及び販賣費とすることができる。

第四十二 一般管理及び販賣費の賦課又は配賦

販賣直接費は、これをその賣上品に賦課する。
一般管理及び販賣間接費は、賣上品の製造原價を基準として賣上品に配賦し又は製品等の製造原價若しくは、加工費を基準として製品等に配賦する。

一般管理及び販賣間接費を一般管理費と販賣間接費とに區別して處理する場合には、一般管理費又は販賣間接費の配賦

については、前項の規定を準用する。

一般管理及び販賣間接費は、必要ある場合には、原價部門を設けて部門費計算を行い、次に賣上品又は製品に配賦することができる。

第四十一第二項の規定によつて販賣直接費と一般管理及び販賣間接費とを一括して、これを一般管理及び販賣費とした場合にもまた同じである。

第六章 原價に算入し得ない項目

第四十三 原價に算入し得ない項目

左に掲げるものは、これを原價に算入することができない。

- 一 火災、水害、盜難等による損失、偶發債務による損失及び訴訟費その他偶發的事情による損失。
- 二 建設利息償却、役員及び社員の臨時の給與及び退職手当、法人税、管理税及び同附加税、所得税、寄附金、贈與、その他利益で支辨する性質を有する項目。
- 三 投資不動産、長期貸付金等の管理費用、これらの資産に對する諸税、投資資産賣却損及び利殖、統制その他事業本來の目的でなくて長期にわたり所有する資産に關する費用又は損失。
- 四 擴張用の土地、建物、機械裝置、建設用材料、特許權等

關係規則

の取得、建設又は管理の費用、これらの資産に對する諸税及び經營擴張のため豫備的に保有する資産又は建設中の設備に關する費用。

五 未經過保險料、前拂賃借料その他の前拂費用。

六 財産評價損又は違約金（延滞償金を含む）。

七 種類及び金額において、正常なものを超える貸倒償却。

10000

著者紹介

早稻田大學商學部卒業。大正十一年早稻田大學海外留學生として英米に留學、主としてペンシルヴァニア大學及びロンドン大學において會計學を専攻。十二年歸朝。母校の教授となり、昭和十年商學博士の學位を受く。十二年以降日本學術振興會及び各官廳の専門委員等をつとめ、十七年飛行機事故で逝去。主な著書として最近再刊されたものに「會計學入門」「株式會社講話」「株式會社會計」等がある。

昭和二十四年一月十日初版印刷
昭和二十四年一月二十日初版發行

原價計算
定價 二百三十圓

著者 長谷川安兵衛

發行者 東京都千代田區霞ヶ關三ノ三 加藤 一

印刷者 東京都港區芝南佐久間町一ノ七 株式會社研文社 中川二郎



發行所 東京都千代田區霞ヶ關三ノ三
ダイヤモンド社

電話銀座 四一五五―九
(大島製本所納)

終